

各務原市学校適正規模・適正配置等検討委員会の会議の公開等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、各務原市学校適正規模・適正配置等検討委員会の会議の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、会議を公開しないことを出席委員の2分の1以上で決定したときは、この限りでない。

- (1) 当該会議が各務原市情報公開条例(平成11年条例第2号)第6条第1項各号に該当すると認められる情報を含む案件を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を審議する場合
- (3) その他委員長が公開しないことが適当であると認める場合

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始10分前までに、受付で傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴の定員)

第4条 傍聴席の定員は10名とする。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、当該定員を制限することができる。また、定員を超えて傍聴希望者がいる場合には、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴券)

第5条 傍聴人には傍聴券を配布するものとする。傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとする際には、傍聴券を返却しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話等をしないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。

(4) 写真、ビデオ等の撮影又は録音をしないこと。ただし、特に委員長の許可を得た場合はこの限りではない。

(5) 携帯電話やスマートフォン等の電子機器を使用しないこと。ただし、特に委員長の許可を得た場合はこの限りではない。

(6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの要領に定める事項に従わないときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年5月27日から施行する。